

## 単独耕地事業

本市では生産基盤の整備により農業生産力の増大を図るため、農業用施設の整備に対して補助金を交付する制度があります。

(対象者)

本市で農業を営む市税及び使用料等の滞納がない者で構成する団体とする。

(補助対象事業及び補助額)

事業項目	事業規模		補助率及び事業費の限度額
1 農道新設・改良・舗装事業 設計委託を含む	受益面積2ha以上、受益戸数5戸以上が共同施行する、幅員3m以上の農道。		新設・改良 事業費の50%以内 補助金額は 5万円以上 250万円以内  舗装 事業費の50%以内 補助金額は 5万円以上 150万円以内
2 排水路、潮遊池の事業 設計委託を含む	受益面積が2ha以上で公益性の耕地事業及び農村環境保全整備事業とする。		事業費の50%以内 補助金額は 5万円以上 150万円以内
3 土地基盤整備事業 設計委託を含む	基盤整備面積が20a以上共同施工する。		事業費の40%以内 補助金額は 5万円以上 250万円以内
4 樋門(扉)取替事業 設計委託を含む	受益面積が5ha以上で、鉄扉、木扉の取替事業及び改良事業とする。 原則として農地海岸とする。		鉄扉・木扉・改修 事業費の50%以内 補助金額は 5万円以上 150万円以内
5 貯水槽及び灌漑施設事業	貯水槽設置 本体工事のみ	受益戸数3戸以上の共同施設で50t以上の貯水槽を設置する。	事業費の50%以内 補助金額は 5万円以上 150万円以内
	ため池設置 本体工事のみ	受益戸数3戸以上の共同施設で50t以上のため池新設又は改修(防水シート可)	事業費の40%以内 補助金額は 5万円以上 50万円以内
	ボーリング設置 本体工事のみ	受益戸数3戸以上の共同施設でボーリング口径100mm以上、深度50m以内	事業費の30%以内 補助金額は 5万円以上 50万円以内
	ビニル管等の配管設置	受益戸数3戸以上の共同施工で貯水等水源からほ場まで100m以上のビニル管等の配管設置	事業費の30%以内 補助金額は 5万円以上 25万円以内